

二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコード及び同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国又は国際機関の名称

4 特許法第四十三條第五項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、二以上の国において効力を有する特許（以下「広域特許」という。）の出願に基づき同法第四十三條第一項、第四十三條の二第二項又は第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国又は国際機関の名称を記載しなければならぬ。

備考 表中の「」の記載は注記である。

1 この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。
（施行期日）
（経過措置）

2 この省令による改正後の特許法施行規則第二十七條の三の三（実用新案法施行規則（昭和三十三年通商産業省令第十一号）第二十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行後にする特許出願又は実用新案登録出願について適用し、この省令の施行前にした特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。

規則

人事院は、一般職の職員に関する法律に基づき、人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。
平成二十九年七月七日

人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。
第十五條第三号中「厚生労働審議官」の下に「医務技監」を加える。

附則

この規則は、平成二十九年七月十一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。
平成二十九年七月七日

人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。
別表第一の二十四の表内部部局の項中「局次長」を削る。
別表第一の二十五の表事務局の項中「次長」を「審議官」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年七月十一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一八（職員の定年）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。
平成二十九年七月七日

人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則一一八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一一八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「厚生労働審議官」を「厚生労働審議官」に改める。
この規則は、平成二十九年七月十一日から施行する。

附則

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五一一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。
平成二十九年七月七日

人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則一五一一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一五一一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。
第十三條第一項第三号ル(2)中「内閣府本府」の下に「金融庁」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

○法務省告示第三三三三三号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成二十九年七月七日

住所 東京都小平市小川西町4丁目18番4-503
氏名 法務大臣 金田 勝年

住所 東京府足立区 昭和三十九年十一月二十日生
氏名 文合買提 安本 文合買提 平成五年二月二十日生

住所 東京府足立区 昭和三十九年八月二十日生
氏名 文合買提 安本 文合買提 平成十三年八月二十日生

住所 千葉県市川市 昭和三十九年一月五日生
氏名 文合買提 安本 文合買提 平成二十三年一月五日生

住所 相模原市中央区東淵野辺1丁目17番30号
氏名 ハジメ・ヤノ 大正十五年一月七日生

住所 川崎市宮前区榑木2丁目3番地29
氏名 ジョナタス・アルキミナス・デー・ジョ・メヒア 昭和四十一年四月六日生

住所 東京都江東区校川1丁目8番15-806号
氏名 ルース・ロテリチ・メテニロヤ 昭和四十五年十一月二十日生

住所 長野市篠ノ井公5番地2
氏名 井茂輝 昭和五十七年三月十一日生

住所 長野市篠ノ井公5番地2
氏名 尹燕惠 平成十七年十一月二日生
尹燕祥 平成十九年八月二十日生